

家具等転倒防止器具取付事業 申請フロー

地震でけがをする原因は、約半数以上が家具類の転倒・落下・移動によるものです。いざという時に命を守るため、家具の置いてある場所を見直して、倒れないよう固定しましょう。市では、高齢の方や障害のある方など、地震発生時に配慮が必要な世帯に対して、家具転倒防止器具の取付けを行います。

①対象になる世帯を確認する。

補助は、以下の世帯が対象になります。1世帯につき4点の家具まで市が無料で取付けいたします。

※申請は対象世帯1回までです。

（家具等転倒防止器具設置費補助事業を利用した世帯は申請できません。）

対 象	添付書類
①65歳以上の高齢者のみの世帯	なし（市で世帯状況を確認します。）
②介護保険の要介護、又は要支援の認定者がいる世帯	介護保険被保険者証の写し
③障害者等のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証を所持している者がいる世帯）	交付を受けている手帳の写し
④その他上記に準ずる世帯	上記に準ずることを証明する書類の写し

②申請書を提出する。

2週間程度

犬山市役所 防災交通課(3階)、または、各出張所にて申請してください。
申請書(様式1)は上記の提出先にあります。
また、市のホームページからもダウンロードできます。

③市から、決定通知書が送られてくる。

2週間程度

決定通知書に記載された、市指定委託業者から電話にて連絡があります。
都合の良い日程を決め、調査を受けてください。

④市が指定した委託業者が調査する。

1カ月程度

当日は、決定通知書に記載された委託業者が申請者の自宅を訪問し、適した器具や施工方法を、ご案内します。業者が作成した調査票(様式5)を確認後、取付依頼書(様式4)に記入し提出してください。

⑤市が指定した委託業者が施工する。

取付器具の準備が出来次第、調査をした委託業者から電話にて連絡があります。
都合の良い日程を決め、施工を受けてください。
取付が完了したら、完了報告書(様式6)に記入し、提出してください。